

令和8年3月18日

山県市

報道関係者各位

## 岐阜県内 2例目 東光寺境内林が「ふるさと文化財の森」に設定

山県市（市長 林 宏優 以下 当市）に所在する「東光寺境内林」が文化庁事業の「ふるさと文化財の森」に設定されることが決定しました。境内林を所有する東光寺の本堂は、檜皮葺屋根の建物で、300年以上大切に守られてきた貴重な文化財であり、当市の重要文化財に指定されています。東光寺境内林には良質なヒノキが生育しており、本堂の檜皮葺屋根の材料になる「檜皮」が採取できます。

### 1 ふるさと文化財の森とは

国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくために、必要な材料（木材や檜皮、茅、漆など）を供給できる山林などを、「ふるさと文化財の森」として文化庁が設定しています。

### 2 今回の設定内容について

材 種	檜皮
名 称	東光寺境内林
所 在 地	岐阜県山県市小倉
所 有 者	東光寺
範 囲	4.3ha



東光寺境内林のヒノキ

### 3 設定について

今回は新たに4件の設定があり、これにより、文化庁が設定したふるさと文化財の森は合計99カ所になります。岐阜県内では、2例目（1例目は関市の日竜峰寺境内林）で、当市では初めての設定となります。ふるさと文化財の森の新規設定を通じて、文化財保護の大切さについて理解を深める契機とします。

※下記日程で、設定書交付式が行われます。

日時：令和8年3月24日（火） 14時30分～15時

場所：文化庁京都庁舎1階 文化情報発信室

（京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4）

【本件に関する報道関係者からのお問い合わせ】

山県市教育委員会生涯学習課 安田

Tel：0581-32-9008 Fax：0581-22-6851

Mail：shogai@city.gifu-yamagata.lg.jp